

出勤者数の削減に関する本会事務局の実施状況

1. 本会事務局における全職員の出勤率の状況

(1) 平均出勤率（5月12日から直近までの稼働日における期間平均）

- 目標：5月12日以降、緊急事態宣言終了までの平均出勤率を30%以下へ
- 実績：32.1%（※直近は5月20日）

2. 緊急事態宣言の延長を受けた本会の対応

(1) 会員活動

- ① 会合等は、原則として中止・延期。ただし、例外で実施する場合であっても、完全オンライン形式で、期間中の職員出勤率3割以下の範囲内とする。
- ② 正副代表幹事会・幹事会は、書面審議形式により開催。
- ③ 本会活動に伴う出張は、原則として禁止。

(2) 事務局体制

- ① 事務局職員のテレワークを強化し、有給休暇取得を推奨して、期間中の職員出勤率を3割以下に抑制。
- ② 事務局職員の出張は、原則として禁止。
- ③ 全職員への軽量ノートPCの貸与。
- ④ 業務プロセスの一部のクラウドサービス化（経費精算システム、勤怠管理システム等）。
- ⑤ WEB会議システムの導入（事務局業務、会員の会合開催等での利用）。